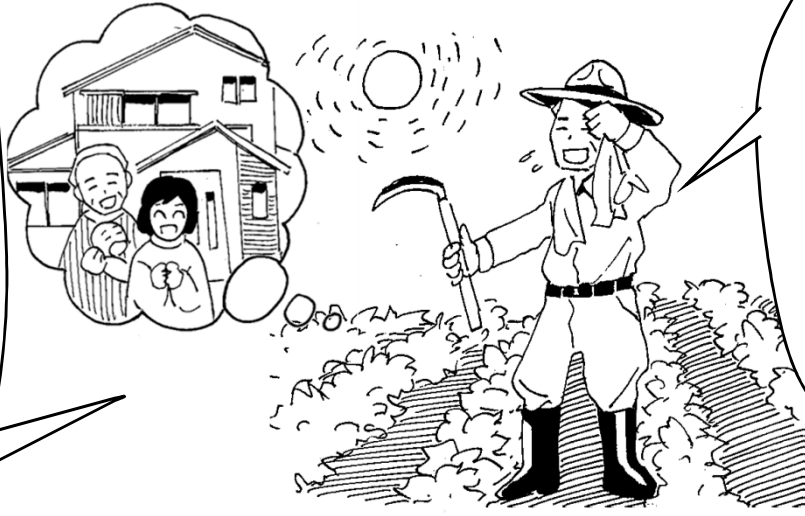


孫も生まれたで、畑はやめて家でも建てよまい



長いこと畑仕事を頑張ってきたけど...

ちょっと待ちん!



解除の手続きは済みましたか?

特定生産緑地に

指定しない

指定する

農地として

利用しない

利用する

農地として管理



宅地や駐車場などで利用する3か月前に生産緑地解除の手続きが必要です!

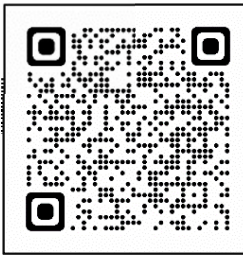
1 申請(手続き)に必要なもの

・生産緑地買取申出書・土地登記事項証明書・公図の写し等

※詳細は、都市計画HP(右下のQRコード)参照もしくは都市計画課(0564-23-6248)にお問合せください。

2 注意事項

申請(手続き)から3か月を経過しないと、宅地や駐車場などで利用することはできません。



特定生産緑地に指定しない場合でも解除の手続きは必要です!!

※「解除」とは生産緑地法第14条に基づく行為の制限の解除のことです。